

令和6年12月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



KURUSHIMA  
TAKEHIKO150th

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火曜日) 午後1時30分
2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
3. 出席農業委員  
1番 園田 恭子      2番 江藤 徳幸      3番 繁田 郁子  
4番 藤本 太一      5番 小野 文隆      6番 武石 俊一  
7番 安藤 慎八(会長)
4. 出席農地利用最適化推進委員  
1番 (欠席)      2番 長尾亀世美      3番 衛藤 栄一  
4番 川邊 真八      5番 藤原 善和      6番 (欠席)  
7番 (欠席)      8番 (欠席)      9番 (欠席)  
10番 (欠席)      11番 (欠席)      12番 柳井田英徳
5. 議事日程  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
報告第1号 農用地利用集積等促進計画について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(相続)  
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
6. 出席農業委員会事務局職員  
事務局長 井村 剛秀      主幹(統括) (欠席)  
主幹 鶴窪 秀夫      主査 樋口 亜衣子

<p>7.会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和6年12月定例総会を開催します。</p> <p>では、着席して進めさせていただきます。</p> <p>では、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人の指名ですが、5番委員、6番委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。議案集1ページをお開きください。</p> <p>番号1番 大字太田字志津里〇〇〇番〇です。登記簿地目は田で、合計面積は、424㎡です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は売買です。担当委員は、4番委員さんです。</p>

事務局	<p>番号 2 番 大字山浦字花香〇〇〇番〇です。登記簿地目は宅地で、面積は、5 3 7.9 8 m<sup>2</sup>です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は使用貸借です。担当委員は、6 番委員です。</p> <p>番号 3 番 大字大隈字金粟院〇〇〇番〇です。登記簿地目は畑で、面積は、2 7 5 m<sup>2</sup>です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は贈与です。担当委員は、3 番委員さんです。以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 4 番委員 番号 2 を 6 番委員 番号 3 を 3 番委員お願いします。</p>
4 番委員	<p>それでは、番号 1 の調査報告をいたします。</p> <p>1 2 月 4 日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は大字〇〇〇〇番〇で、県道〇〇線を〇〇方面へ向かう県道〇〇線と〇〇方面に向かう三差路の 5 0 メートルほど手前の場所で〇〇〇〇の裏手の農地です。申請者の〇〇さんは〇〇〇〇在住であり私が現地を確認しました。〇〇さんは〇〇〇〇のオーナーです。近所に車庫付きの土地を求めたところ、その土地に農地がセットになっているということで、今回の購入になりました。地目は田ですが、現況は畑で半分は荒れていますが、半分は〇〇さんが耕作しています。小型の中古の手押し管理機などを購入しております。荒れている半分の農地は時間を見て耕作できるように整備するとのことです。今後しっかり管理していくとっておりました。問題はないと思います。</p>
議長	<p>続きまして番号 2 を 6 番委員さんお願いします。</p>
2 番委員	<p>それでは、番号 2 の調査報告をいたします。</p> <p>1 2 月 1 日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は〇〇の公民館の西隣に位置しています。〇〇さんと〇〇さんは親子であり、農業者年金の関係から使用貸借の権利の設定で今回の申請です。現在も畑となっておりますが、今</p>

2 番委員	後も畑として活用していくということです。よろしくお願ひします。
議長	続きまして番号3を3番 繁田委員さんお願ひします。
3 番委員	<p>それでは、番号3の調査報告をいたします。</p> <p>12月4日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は〇〇の〇〇〇〇の入り口付近の交差点を〇〇〇〇方面に進み、〇〇集落へ150メートルほど入った場所に位置しています。畑作を中心とした農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は畑で野菜を作る計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の姉から弟へ贈与という事情による権利の移動です。譲受人の通作距離は道路を挟んで100メートルくらいで耕作可能です。譲受人の経営農地はきれいに管理され野菜などを作付けして、問題はないと思います。</p>
議長	推進委員さん補足がありましたらお願ひします。
推進委員	譲受人はきれいに耕作管理しています。兄弟間でお姉さんが高齢になり耕作できなくなることから、弟さんへの贈与となります。問題はないと思います。
議長	それでは、番号1から番号3について質疑に入ります。質疑がある方は挙手でお願ひいたします。
議長	4番委員どうぞ
4 番委員	はい、番号2番ですけれども、親子間ですが使用貸借ということですが理由がわかりませんでしたので、もう一度お願ひします。
議長	6番委員お願ひします。
6 番委員	はい、農業者年金受給者の農地であり、複数ある農地の内この地番だけが早く権利を設定されていたことから継続する内容です。

7 番委員	事務局へ、私から一点よろしいでしょうか。議案書の中で譲受人に国籍を記載していることについて説明をお願いしたい。
事務局	議案書の譲受人の欄に国籍を記載している件ですが、昨年度でしたか、法改正がございまして、申請書の様式にも国籍を記載するように変更になっておりますので、議案書にも記載をしている状況です。
議長	他にありますか。
6 番委員	すみません。これで国籍が外国籍の場合はどうなるのか。
事務局	国籍が、外国籍だからどうかということはなく、申請書の様式で国籍を記載する欄があり、国籍を確認するとなっておりまして、3条の要件に合致すれば許可申請を受けるとしてあります。耕作が可能で要件に合えば3条の移転が可能と認識をしています。
4 番委員	では、中国籍の方が買っていいわけですね。
7 番委員	はい、はっきりしたのは無いのですが、今言われたように中国の方が、水源地を買うというような問題が過去にあり、国の方が動いて土地取得には日本国籍が必要であるという条文・法律を定める関係で、これを入れているのではないかと思います。正確ではありません。
事務局	この件に関しましては、確認して改めて報告させていただきます。
推進委員	農業委員会が認めれば贈与に当たらないということですか。
事務局	贈与を受けた場合は贈与税がかかるのですが、贈与を受けた方が親子間で一括贈与をしたときに、税務署に届け出れば贈与税が免除される制度があります。生前贈与ですね。 生前贈与での申請があれば、窓口でそのような制度の説明をしています。

議長	その他、質疑はありませんか。
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。
議長	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。2ページをお開きください。番号1番 大字〇〇字〇〇〇〇番〇です。登記簿地目は田、面積は、404㎡です。申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇 代表〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由は、駐車場用地です。担当委員は、5番委員さんです。以上です。</p>
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号1を5番委員さんお願いします。
5番委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。</p> <p>12月5日、申請者の〇〇〇〇の〇〇さん、推進委員と事務局と現地の立会いを行いました。土地の所在は、大字〇〇で県道〇〇号線を〇〇から〇〇方面に500メートルほど進んだ場所に〇〇〇〇がございます。今回、工場従業員の駐車場用地を検討していたところ、申請地の話があり今回の申請となっています。工場に隣接する休耕田を駐車場用地に転用する計画です。現況は耕作していない状態です。計画はバラスを入れ簡易アスファルトを張って、集水枥を設置し排水する計画です。周囲には迷惑をかけない方法で計画しています。土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に</p>

5 番委員	係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。以上報告を終わります。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員挙手)</p>
議長	全員賛成でございます。議案第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第 3 号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。</p> <p>別冊の議案書の最後のページ 10 ページをご覧ください。</p> <p>すべて 更新の設定です。3 年未満の件数が 1 件、面積は 2, 3 3 7 m<sup>2</sup>です。3 年から 5 年の件数が 1 4 件で、面積 3 1, 4 0 1 m<sup>2</sup>です。6 年から 9 年の件数が 8 件で、面積 2 4, 7 4 1 m<sup>2</sup>です。1 0 年以上の件数が 1 件で、面積は、7, 0 5 9 m<sup>2</sup>合計件数は 2 4 件、合計面積 6 5, 5 3 8 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員承認です。議案第 3 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p>

事務局	<p>引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>報告事項に移らせていただきます。</p> <p>報告第1号 別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が2件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が9件出されております。詳細は、ご一読ください。以上で議案の報告を終わります。</p> <p>続きまして、協議・連絡事項について、補足説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>以上で、すべての報告事項を終わります。</p> <p>協議、連絡事項について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会12月定例総会を閉会します。</p>

--	--